

# 資料 1

## 沖縄県国民保護協議会の運営について

沖縄県国民保護協議会運営要綱（案） · · · · 1

沖縄県国民保護協議会傍聴要領（案） · · · · 3

沖縄県国民保護協議会条例等 · · · · · 5

平成 17 年 10 月  
沖縄県知事公室防災危機管理課

## 沖縄県国民保護協議会運営要綱（案）

### （目的）

**第1条** この要綱は、沖縄県国民保護協議会条例（平成17年沖縄県条例34号）第7条の規定に基づき、沖縄県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （委員の代理出席）

**第2条** 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

### （幹事の任期）

**第3条** 幹事の任期は、2年とする。ただし、補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 幹事は、再任されることができる。

### （幹事会）

**第4条** 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の会長は、知事公室基地防災統括監をもって充てる。

3 幹事会の会議は、幹事会の会長が招集する。

4 幹事会の会議は、議事の内容に応じ、幹事会の会長が必要と認める範囲の幹事について招集することができる。

### （部会）

**第5条** 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定める。

### （会議の公開）

**第6条** 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

2 会長は、前項ただし書きの規定により公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、会議の公開の方法等については、附属機関等の会議の公開に関する指針（平成13年10月31日付け総人第287号総務部長通知）に定めるところによる。

### （庶務）

**第7条** 協議会の庶務は、知事公室防災危機管理課（以下「防災危機管理課」という。）において処理する。

### （会議録）

**第8条** 会長は、防災危機管理課の職員をして出席委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成させ保管しなければならない。

### （補則）

**第9条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

# 沖縄県国民保護協議会傍聴要領（案）

## 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 沖縄県国民保護協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する場合は、会議の開始予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、係員の指示に従って入場してください。
- (2) 傍聴者の定員は、30人とします。ただし、会場の都合により変更する場合があります。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

## 2 傍聴にするに当たり守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 会場内での飲食、喫煙をしないこと。
- (4) 会場内の写真撮影、録画、録音等は、行わないこと。ただし、事前に協議会の会長等が認めた場合はこの限りではありません。
- (5) 携帯電話等の機器の電源は切っておくこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 3 会議の秩序の維持

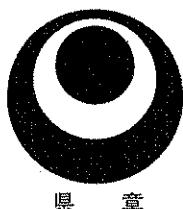
- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2のことを守らない場合又は係員の指示に従わない場合は退場していただくことがあります。

## 「沖縄県国民保護協議会」傍聴者受付名簿

日時：平成 年 月 日

場所：

No	氏 名	住 所	備 考



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

---

## 目 次

---

### 条 例

○沖縄県国民保護協議会条例（防災危機管理課）	1
○沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例（防災危機管理課）	3
○沖縄県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例（防災危機管理課）	4
○沖縄県産業廃棄物税条例（税務課）	5
○沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）	13
○宮古島市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（市町村課）	15
○沖縄県立郷土劇場の設置及び管理に関する条例（文化振興課）	19
○沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平和・男女共同参画課）	25
○沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例（障害保健福祉課）	31
○沖縄県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例（薬務衛生課）	36
○沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（観光振興課）	36
○万国津梁館の設置及び管理に関する条例（観光振興課）	44
○沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅課）	51
○沖縄県文化財保護条例等の一部を改正する条例（教育庁文化課）	60

---

## 条 例

---

沖縄県国民保護協議会条例をここに公布する。

平成17年7月26日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県条例第34号

沖縄県国民保護協議会条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第38条第8項の規定に基づき、沖縄県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (幹事)

第5条 協議会に、幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

## (部会)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成17年7月26日

沖縄県知事 稲嶺 恵一

沖縄県条例第35号

## 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、沖縄県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び沖縄県緊急対処事態対策本部（第7条において「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (国民保護対策本部の組織)

第2条 沖縄県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、沖縄県職員のうちから、知事が任命する。

### (国民保護対策本部の会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第28条第7項の規定により、防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護対策本部の部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護対策本部の現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に、現地対策本部長、現地対策本部員その他他の職員を置き、副本部長、本部員その他他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部への準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第2条第1項中「沖縄県国民保護対策本部長」とあるのは「沖縄県緊急対処事態対策本部長」と、第3条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と、同条第3項中「法第28条第7項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第7項」と、第6条中「第2条から前条」とあるのは「第7条において準用する第2条から前条」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月26日